八王子市社会福祉審議会　児童福祉専門分科会

令和５年度（2023 年度）　第１回会議　次第

令和５年（2023 年）５月 19 日（金）
午後１時 30 分～午後３時 30 分
八王子市役所本庁舎 801 会議室

１　開　会

２　報　告

（１）保育施設の受入状況について

（２）子ども家庭支援センターの再編について

（３）八王子市地域子育て支援拠点ガイドラインの策定について

３　議　題

（１）八王子市子ども・若者育成支援計画　ビジョン　すくすく　てくてく
　　はちおうじ　令和４年度（2022 年度）取組状況の点検及び評価について

（２）八王子市児童館条例の改正について

４　その他

（１）令和５年度の年間会議日程について

５　閉　会

【配付資料】

資料１	八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員名簿
資料２―１	八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会事務局名簿
資料２－２	八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会事務局外名簿
資料３	保育施設の受入状況について
資料４	子ども家庭支援センターの再編について
資料５	八王子市地域子育て支援拠点ガイドラインについて
資料６	点検・評価報告書（案）
資料７	児童館条例の改正について
資料８	八王子市児童館条例
資料９	八王子市児童館条例施行規則
資料 10	令和５年度分科会開催日程

資 料 3

保育施設の受入状況について

令和5年(2023年)5月2日
子　ど　も　家　庭　部

あなたのみちを、あるけるまち。八王子

1 就学前児童数と保育所等申込児童数の推移

○就学前児童数（0～5歳）は、前年に比べ853人減の19,840人（4.1%減）
○保育所等申込児童数は、前年に比べ2人減の10,843人（0.0%減）

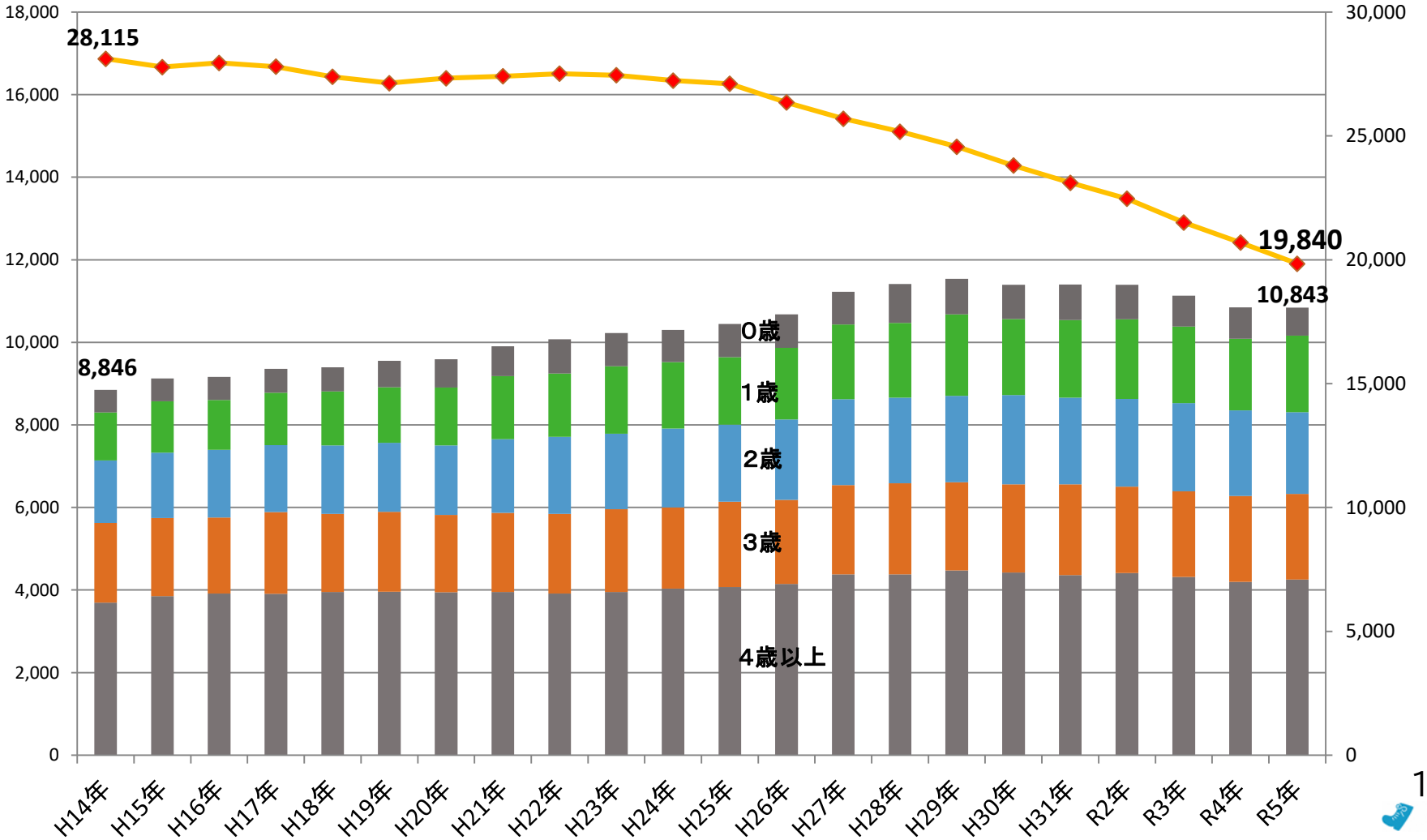

2 保育所等在籍児童数と待機児童数の推移

○保育所等の在籍児童数(利用児童数)は、前年に比べ19人減の10,739人(0.2%減)
○保育所等の待機児童数は、前年に比べ5人増の17人

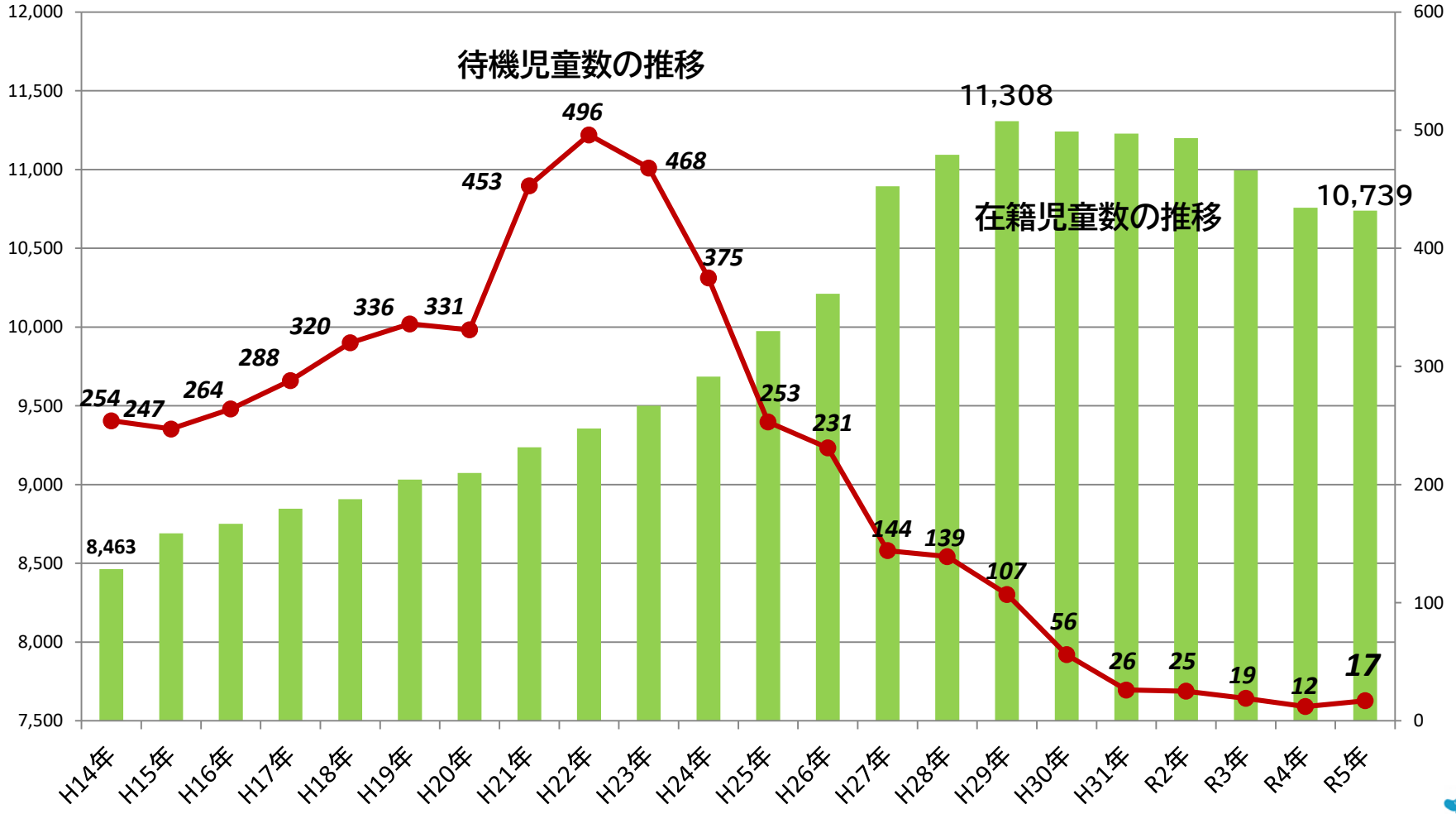

3 保育所等申込率の推移

○保育所等申込率（0～5歳）は、前年に比べ2.3ポイント増の54.7%

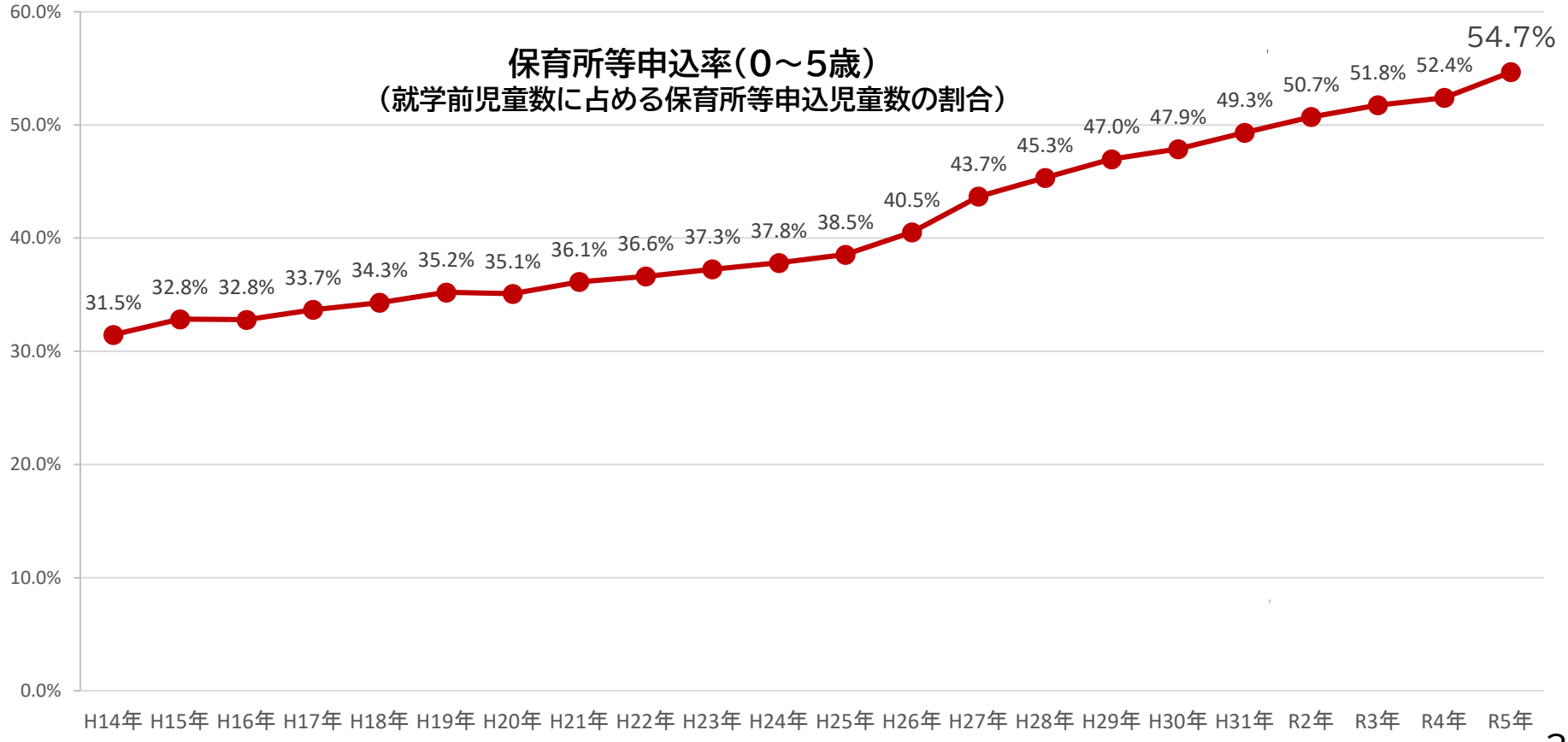

4 保育所待機児童の分布とその保護者の状況

〇待機児童17人の地域別分布状況及びその保護者の状況は、下図のとおり

上段：令和5年4月待機児童数
（　）：令和4年4月待機児童数

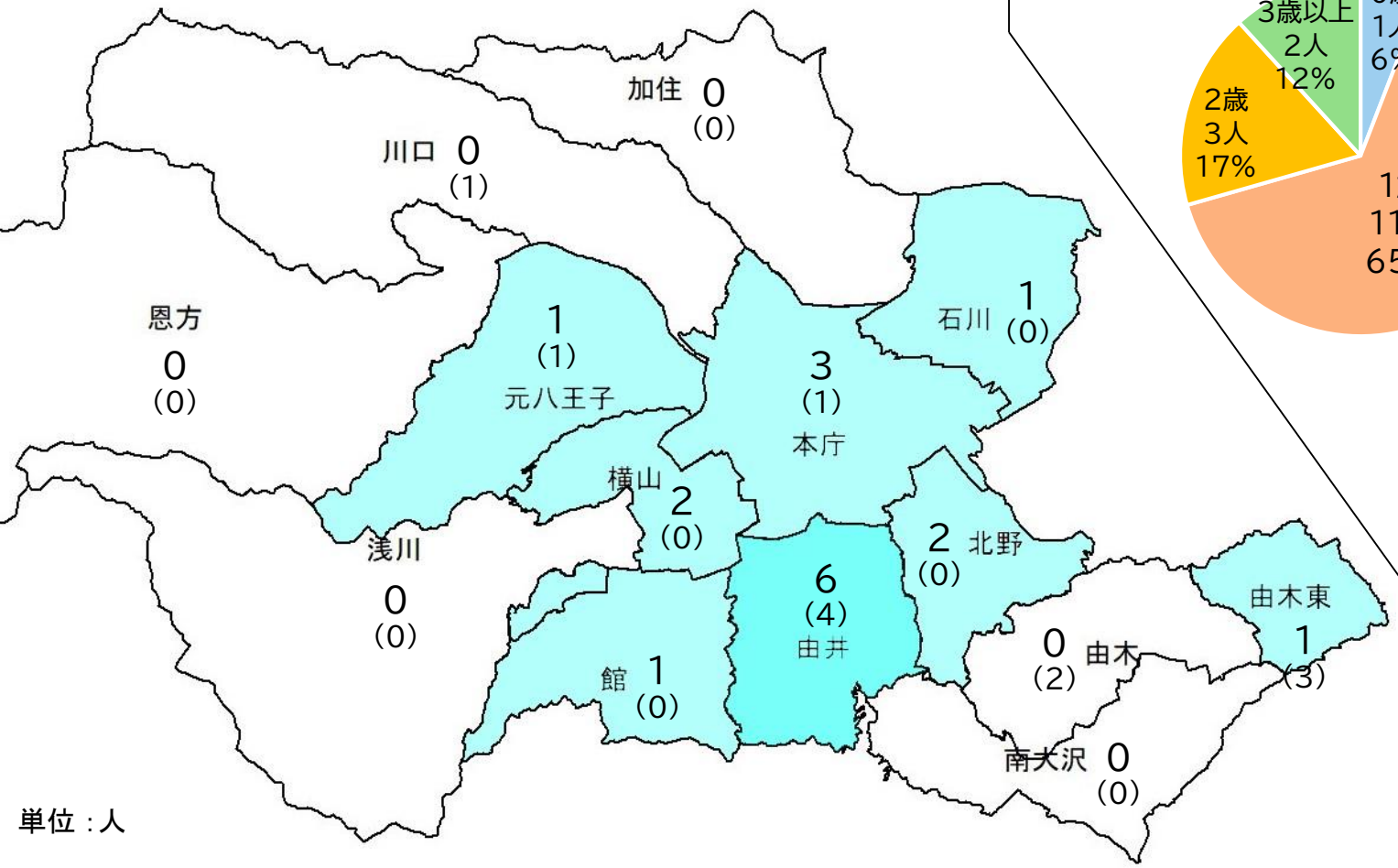

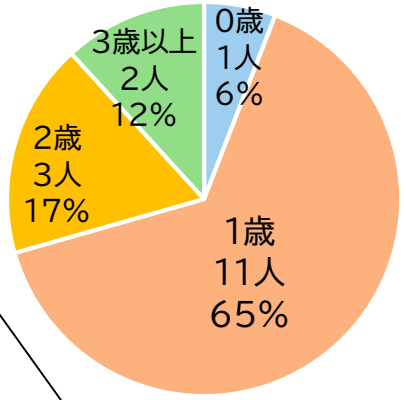

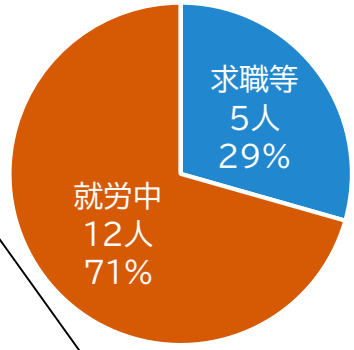

単位：人

資料4

子ども家庭支援センターの再編について

国の動き

①こども家庭庁

「こどもまんなか社会」を目指した新たな司令塔として、

「こども家庭庁を創設。（こども家庭庁設置法　令和4年6月22日公布）

②児童福祉法等の一部改正（令和6年4月1日施行）

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制を強化するために、児童福祉と母子保健の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行なう機能を有する機関「こども家庭センター」の設置が努力義務化

こども家庭センターとは

全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、児童福祉と母子保健**の一体的支援**を行う機能を有する機関として位置づけられている

子育て世代包括支援センター
（保健福祉センター）

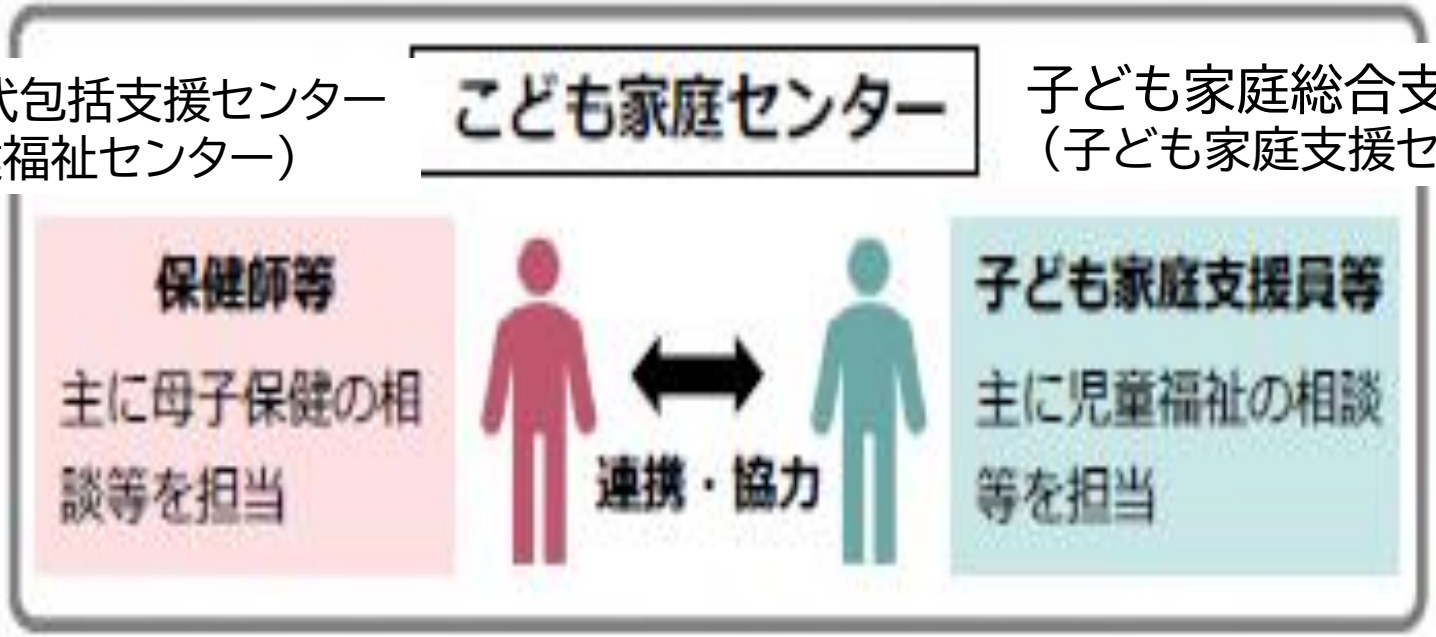

子ども家庭総合支援拠点
（子ども家庭支援センター）

出典：厚生労働省子ども家庭局
市区町村向け改正法説明会（令和4年8月26日～31日実施）資料より引用

子ども家庭支援センターの今後の移転予定

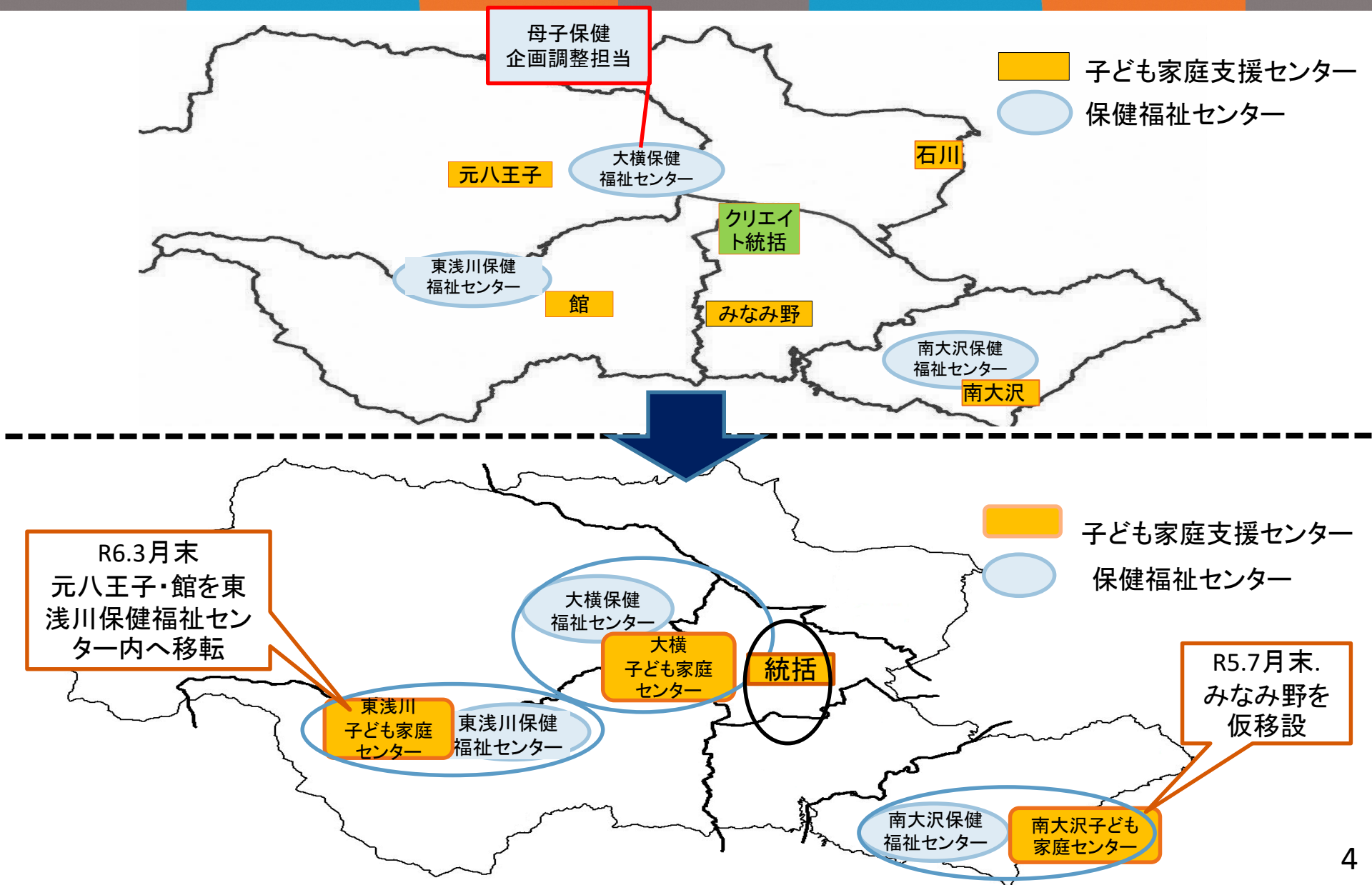

八王子版ネウボラのための体制強化

ライフステージやリスクに応じた支援の役割を整え、切れ目ない支援体制を強化

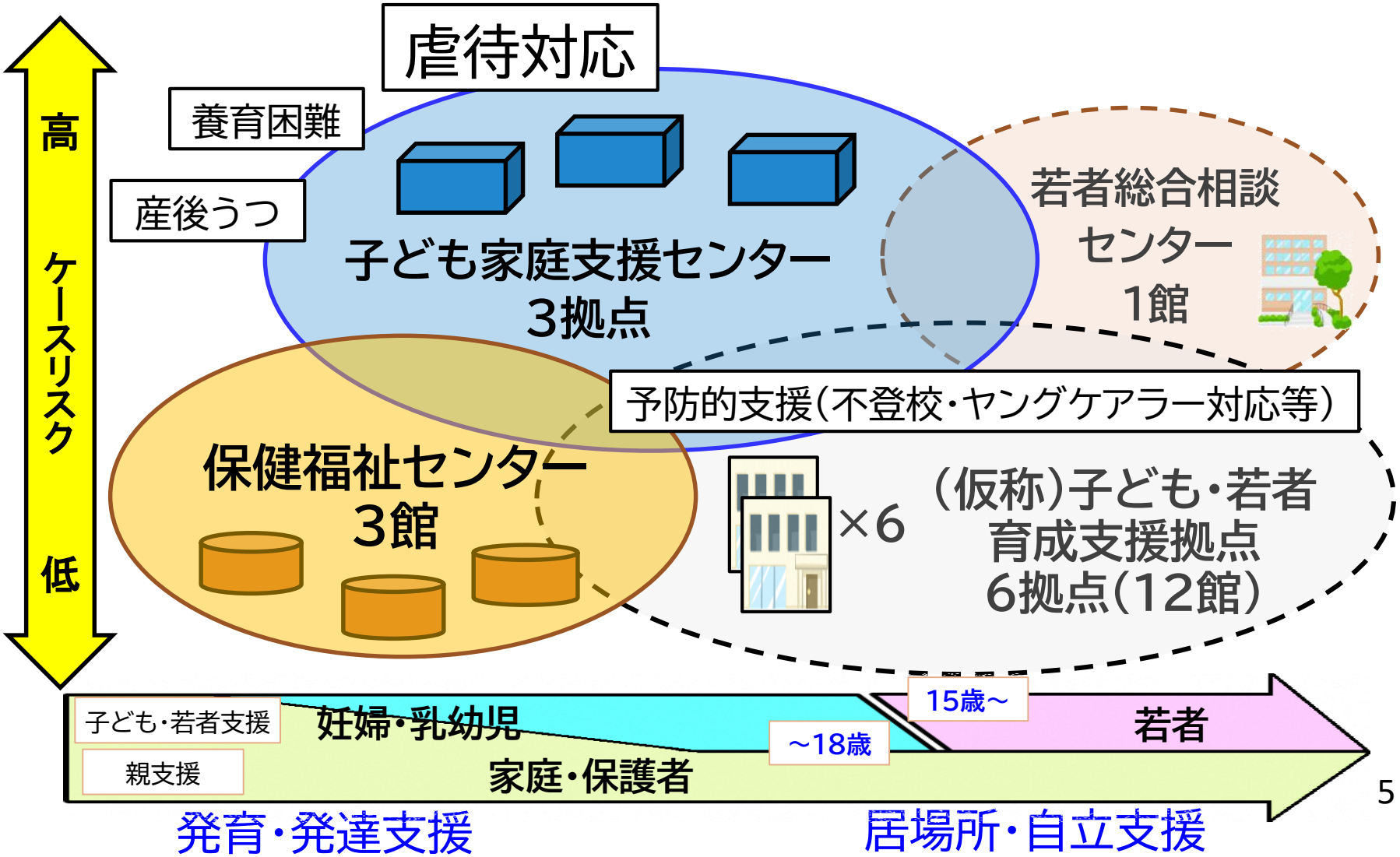

資料５

八王子市地域子育て支援拠点ガイドラインの策定について

１．目　的

本市で実施する 48 か所の子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）は、子ども家庭支援センター、児童館、公立保育園・民間保育園・認定こども園等で行われており、その運営方法は、市の直営や社会福祉法人、ＮＰＯ・一般社団法人等へ委託し実施されている。

子育てひろばは、子育て中の親子にとっての身近な相談場所として、育児相談のほか、交流や情報提供等をおこなっているが、様々な運営形態のひろばがあることから、今回策定したガイドラインは、特に“八王子市の子育てひろば”として、子ども家庭支援ネットワークをはじめとする「地域連携による児童虐待の予防」や、「妊娠期からの切れ目ない支援」とひろばの取り組みの関連性について理解を深めてもらうとともに、どの子育てひろばを利用しても「遊びに来てよかった」「ここがあったから安心して子育てができた」と思われる環境づくりを目指すことを目的に策定した。

２．周知対象者及び活用方法

子育てひろば運営に携わる全てのスタッフ

ひろば運営者に対して本ガイドラインを用いた実務者研修等も実施予定

３．配付先

公設の子育てひろば、

民間保育園

認定こども園のひろば、

社会福祉協議会の子育てサロン　等

４．参考

「地域子育て支援拠点事業実施要綱」（厚生労働省）

「地域子育て支援拠点事業における活動の指標ガイドライン」（NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会）

【問い合わせ先】
八王子市子ども家庭支援センター
連絡先　042-656-8225

【ガイドラインの内容】
１　子育てひろばの目的と意義
２　支援者の役割
３　子育てひろばの実務
４　子育てひろばと児童虐待予防
５　子育てひろばにおける切れ目ない支援
資料　関連法規、関連行政一覧、ひろばマップ・ひろば一覧

2．基本施策ごとの主な取組･評価･課題

資料6

基本施策 1　基本方針 1

ミライを担う子どもの育成

子どもの権利を大切にするまちづくり

めざす姿

すべての子どもが、人として尊ばれ、安心して育つ環境が保障されており、夢に向かって自分らしく成長しています。子どもの意見が尊重され、子どもの生活する地域やまちづくりに反映されており、子どもにやさしいまちが実現しています。

令和4年度（2021･2022年度）の主な取組

重点施策

施策1　子どもとつくる八王子のミライ

●市政への子どもの参画の推進としくみづくり	･市政への子どもの参画に向けた周知･啓発の一環として、「八王子未来デザイン2040」児童版を策定しました。（R5年度から学校教育現場においてGIGA端末を使用して活用してもらう予定。） ･子どもが市長･教育長を前にまちづくりについて意見を発表する子どもミライ会議を開催し、子ども委員が22名参加しました。 ･市内5校の都立高校における「総合的な探究の時間」にて八王子の課題解決に向けて取り組んだ生徒が、その学習成果を市に発表する「高校生によるまちづくり提案発表会」を、初めて対面形式で開催しました。（ポスター発表：14件、口頭発表10件、延べ参加生徒数：77名。）また、大学コンソーシアム八王子加盟2大学から大学生がポスター発表に参加し、生徒が大学生の学習成果にふれ、交流する機会となりました。 ･課題解決型授業（PBL）の提案を受け、大学生向けの赤ちゃんふれあい事業を実施しました。

施策2　子どもからの相談体制の充実

●子どもが相談しやすい環境づくり	･総合教育相談室内に設けている「こども電話相談」（子ども専用）の窓口において、いじめを含めた子どもからの相談に心理相談員が対応しました。（件数：13件） ･要保護児童対策地域協議会の構成機関職員向けの研修を実施した他、各関係機関と密に連携を取ることで子どもが相談をしやすい環境づくりに務めました。
●児童虐待やいじめ被害などの相談窓口についての情報提供の充実	･市内の小･中学生に対し、相談先を示した「こどもあんしんカード」を配布し、情報提供を行いました。 ･子どものいじめ相談電話について広報はちおうじや八王子市健全育成基本方針の令和4年度重点目標のリーフレットへの掲載のほか学校を通じて子どもたちへの情報提供を行いました。
●スクールカウンセラーによる全員面談の実施	･小学校5年生･中学1年生全児童･生徒を対象に、スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、児童･生徒の状況などを把握しました。
●スクールソーシャルワーカーによる全小･中･義務教育学校への定期巡回相談の実施	･スクールソーシャルワーカーが全小･中学校及び義務教育学校を定期的に巡回訪問し、不登校の児童･生徒のみではなく、福祉的支援が必要と思われるケースを中心に、学校だけでは対応が難しい相談全般について、学校からの相談に対応しました。

施策3　子どもの権利を大切にする取組

●子どもすこやか宣言の普及･啓発	･宣言のよりどころである子どもの権利条約の中に示される「参加する権利」を具現化した「子どもミライ会議」（8月28日･市役所会議室）を開催し、子ども委員が4つのテーマごとに市長･教育長を前に意見を発表しました。 ･子育て家庭や支援者が集う子ども･子育てフォーラムでは、子どもの遊ぶ権利をテーマに講演や意見交換を行ったとともに、子どもすこやか宣言の普及も行いました。
●いじめ防止対策の推進	･中学校1年生･義務教育学校7年生を対象にいじめ防止プログラムを行いました。 ･青少年健全育成基本方針令和4年度重点目標を掲載するリーフレットにおいて、「思いやりの心の大切さ」を伝えるとともに、「いじめを許さないまち八王子条例」及び各種相談窓口について周知しました。 ･スクールロイヤーによる学校向け法律相談会等を実施し、問題の早期解決を図りました。
●児童虐待防止活動の周知･啓発（オレンジリボン運動）	･各種イベントでの啓発グッズ配布、高尾警察との連携による啓発活動、図書館や南口総合事務所でのテーマ展示、市民向け啓発講座、各機関･関係者を通じた啓発グッズ配布を行いました。

指標の実績

	指標	策定時(2018年度)	2020年度実績値	2021年度実績値	2022年度実績値	2023年度	中間目標値(2022年度)	目標値(2024年度)
1	計画期間中に子どもたちからの提案を参考に実施した事業数(累計)	-	0件	1件	2件		4件	7件
2	子どもの身近に相談できる人がいる割合 ※	91.3%	-	-	-		-	95%以上
3	子どもすこやか宣言の普及啓発事業の実施	実施	実施	実施	実施		充実	充実

※ 指標2 次回のアンケート調査は2023年度実施予定のため実績値は「-」になっています。

評価

自己評価

B	・子どもたちからの提案を参考にした事業数は中間目標値4件に対して2件にとどまったものの、「子ども☆ミライ会議」の実施や初めて「高校生によるまちづくり提案発表会」を対面で実施するなど、子などの意見を姿勢に取り入れる取組を行いました。 ・「こども電話相談」(子ども専用)やスクールカウンセラーによる面談など、子どもからの相談体制を確保し、相談しやすい環境を継続しました。 ・「子ども☆ミライ会議」や「子ども・子育てフォーラム」において子どもすこやか宣言の普及・啓発を行いました。

児童福祉専門分科会による評価

今後の取組

基本施策 2　基本方針 1

ミライを担う子どもの育成

子どもの生きる力を育む遊びや体験の充実

めざす姿

子どもが楽しみながら社会性、創造性を育めるよう、外遊びができる身近な場所や、好奇心を引き出す様々な遊びや体験、社会参加の機会が充実しています。子どもは、いろいろな人との出会いや豊かな経験を重ねていく中で、まちへの愛着を深め、地域社会の大事な一員として、自立に向けた生きる力を育んでいます。

令和4年度（2022年度）の主な取組

施策4　遊びをとおした子どもの成長・発達

●八王子型児童館事業の充実	・児童館では、0歳から18歳までを対象として、年齢に応じた成長の支援を行いました。新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮しながらも、子どもたちが参画する実行委員会方式等の取組を延べ450回実施しました。（うち、中学生・高校生世代を対象としたものは113回）
●放課後子ども教室の拡充	・小学校の施設を活用し、放課後子ども教室で多くの子どもたちに放課後の安全で安心な居場所を提供することができました。（合計実施場所：64か所、うち週5日実施：36か所）
●「遊び」を支える人材育成と活動の場の充実	・本市独自の「地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）ガイドライン」を作成しました。また、親子つどいの広場、親子ふれあい広場の運営委託事業者に対し、利用者への適切な対応ができるよう研修を実施しました。 ・児童館職員は、都主催の子育て支援員研修や児童健全育成推進財団とナイキが主催する「運動遊びジャンジャン」の研修を受講し、指導者資格を得るなど、他者への指導に必要な資質向上に努めました。 ・ファミリーサポートセンター主催の保育サポート講習「子どもの遊び」の講師を4回、市内小学校での「出張児童館」を年間延べ100回以上実施しました。

施策5　屋外での遊びや体験の充実

重点施策

●本市の自然を活かした体験活動の充実	・自然を活用した「自然体験講座」及び環境学習支援として市内の河川を活用した「川の学習」、緑地や里山をフィールドとする「みどりの学習」を実施しました。 ・自然観察会を年4回実施しました。 ・親子里山保全体験講座を1回実施しました。（参加者7家族15名） ・農業体験事業を実施しました。 ・浅川で、川遊びの楽しさを体験する「ガサガサ探検隊」を実施しました。（参加者子ども68名大人61名） ・浅川の上流で、八王子市と日野市の子どもたちが一緒に生き物観察や川遊びなどを行う「浅川の清流で遊ぼう」を実施しました。（参加者：子ども17名）
●身体を使った遊びやスポーツができる環境づくり	・身近な場所でスポーツができるよう、総合型地域スポーツクラブの活動を支援したほか、ボッチャの体験会やネオテニス教室などのスポーツイベントを開催しました。 ・指定管理者等によるフットサルや卓球などの各スポーツ教室を実施しました。 ・児童館で、卓球やバスケットボール、バドミントン、ダンス等の活動を提供したほか、市民センター体育室を利用したスポーツ活動を用意しました。また、パラリンピック種目となったボッチャの体験や、児童健全育成推進財団・ナイキが開発したプログラム「運動遊びジャンジャン」など、子どもの興味・関心があるものを実施しました。 ・小田野中央公園にて、他の公園で禁止されているボール遊びをできるようにする「ボール遊びをすることができる遊び場事業」を試行実施しました。
●体験活動に関する子どもや子育て家庭向け情報発信の充実	・小学生向け夏休みイベントを集約した小冊子を作成・配布しました。 ・高尾の森自然学校（運営：セブン-イレブン記念財団）による森の音楽祭など自然体験活動へ協力しました。

施策6　豊かな感性を育てる体験機会の充実

●文化芸術やスポーツなど多彩な直接体験の充実	・八王子ユースシアター2022ワークショップ（54回）、演劇ネットワークぱちぱちワークショップ（123回）、八王子ユースオーケストラワークショップ(53回)を実施しました。 ・各種スポーツイベントを開催したほか、ハイレベルな競技を身近に感じてもらうため、ボルダリングやバスケットボールのプロスポーツの開催を支援しました。 ・「トイ♪トイ　オーケストラ！」を開催し、オーケストラを実際に鑑賞する機会の少ない子どもたちに、CDやテレビで味わうことのできない、生のオーケストラの高度で大迫力な感動体験を提供しました。 ・おはなし会・一日図書館員をはじめとした図書館に親しめる各種イベントや、図書館周辺の公園などを活用したパークライブラリーを開催しました。
●八王子の歴史や伝統文化に触れる機会の充実	・「桑都日本遺産センター 八王子博物館（はちはく）」では、本市の歴史や日本遺産構成文化財等をテーマとした展示のほか、紙芝居の上演や八王子城跡からの出土品にちなんだ製作体験なども定期的に開催し、郷土の歴史を多方面から学べる機会を充実させました。 ・「子どもを笑顔にするプロジェクト」では市内の小中学校に対して、八王子車人形の体験や髙尾山薬王院の歴史を学ぶ講演など日本遺産に関連した体験活動を実施し、本市の歴史や伝統文化に触れる機会を提供しました。
●青少年の海外交流・都市間交流の実施	・海外友好交流都市（ドイツ・ヴリーツェン市、中国・泰安市）とオンラインによる学生交流を実施しました。 ・台湾産のパイナップルの寄附を受け、市内一部の小学校の学校給食で提供しました。 ・台湾のプロサッカーリーグに所属する選手らからのメッセージ動画（台湾の紹介など）を学校で上映しました。

指標の実績

	指標	策定時(2018年度)	2020年度実績値	2021年度実績値	2022年度実績値	2023年度	中間目標値(2022年度)	目標値(2024年度)
1	放課後子ども教室実施校数（うち週5回実施する学校数）	65校（24校）	66校（34校）	66校（36校）	64校（36校）		68校（40校）	全69校（45校）
2	プレーパーク事業の実施支援検討	-	未実施	未実施	一部実施		検討	実施
3	ボール遊びができる場のルールづくり	-	未実施	検討	試行実施		実施	実施

評価

自己評価

B	・中間目標値には届きませんでしたが、コロナ禍においても継続した取り組みを続け、放課後子ども教室の週5日実施校数を維持しました。 ・プレーパーク事業の実施支援については、プレーパークの実施団体に子どもキャンプ場を貸し出し、開催の支援を行いました。 ・ボール遊びができる場のルールづくりについては、小田野中央公園で試行実施しました。 ・里山や浅川など本市の自然を生かした各種体験活動を実施しました。

児童福祉専門分科会による評価

今後の取組

基本施策 3

基本方針 1

ミライを担う子どもの育成

乳幼児期の教育・保育の質の向上

めざす姿

乳幼児期において、子どもが生きる力の基礎を育むためのよりよい環境が整えられており、心身の健やかな発達が促され、子どもが笑顔で成長しています。子どもの成長を連続して支えるため、地域と連携しながら、保育施設・幼稚園と小学校等との円滑な接続が行われています。

令和4年度（2022年度）の主な取組

重点施策

施策7　乳幼児期の教育・保育の質の向上

●幼児教育・保育センターの設置による幼児教育の充実	幼児教育・保育アドバイザーによる訪問支援について、民間施設を中心に21件（16施設）実施しました。
●教育・保育人材の育成と確保の支援	ハローワークとの共催で就職相談会を実施しました。
●「幼児教育・保育の質ガイドライン」の策定・実施	・市内全ての幼児教育・保育施設を訪問し、「乳幼児すくすくてくてくガイドライン」の普及促進に努めました。
●認定こども園の支援に関する教育委員会との連携	・教育委員会との協同により、小学校におけるスタートカリキュラムの取組を見学し、架け橋期の教育内容について、認識を深めました。
●教育・保育施設における子どもの事故防止対策の推進	・9月を「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間」として、各幼児教育・保育施設に対し、各種マニュアルの見直しや、施設・設備の安全点検等を呼びかけ、事故防止対策の推進を図りました。 ・園児の園バス置き去り事故を受け、通園バスを使用する園に対して、実地調査及び注意喚起を行いました。
●保育従事者などを対象とした障害児支援研修の実施	・八王子市医師会の協力を得ながら、発達障害の理解及び援助方法を習得するため、ハッチネットセミナーを年4回開催しました。

施策8　保・幼・小連携の推進

●スタートカリキュラムの作成と活用	・各学校においてスタートカリキュラムを活用し、入学後の不安軽減につなげました。
●「保・幼・小連携の推進に関するガイドライン」実施の促進	・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をキーワードに、連携内容について検討を進めました。 ・校長・副校長・教員・指導主事で構成する「保幼小教育推進委員会」は各学校が実施する「保幼小教育の日」の充実を図るため、ガイドラインに基づいた動画を作成しました。
●「就学支援シート」の活用及び支援者や支援機関の連携の推進	・「はちおうじっ子マイ・ファイル」の活用方法をチラシにて周知することで「就学支援シート」の活用を促進し、小学校入学にあたって切れ目のない支援を行いました。 ・就学支援シート、案内チラシ等を幼児教育・保育施設に送付し、活用の周知を図りました。また、就学支援シート研修会について、幼児教育・保育施設園長、小学校長に登壇いただき、より現場意識を反映した研修内容としました。 ・子ども家庭支援センター、教育指導課、学務課との連絡会を行い連携を図りました。支援者や支援機関には必要に応じて「就学支援シート」の活用を働きかけました。 ・学童保育所の入所において、支援機関と連携し、支援が必要な児童の受入れについて配慮しました。

指標の実績

	指標	策定時(2018年度)	2020年度実績値	2021年度実績値	2022年度実績値	2023年度	中間目標値(2022年度)	目標値(2024年度)
1	「幼児教育・保育の質ガイドライン」の策定	-	策定中	実施	実施		実施	実施
2	保育施設・幼稚園における「保・幼・小連携の日」の実施率	71.9%	47.1% (79.4%)	43.4% (79.4%)	62.2% (82.2%)		80.0%	90.0%

※括弧内は電話やオンラインによる連携の実施率も含む（子どもに関する情報交換等）。

評価

自己評価

B	・昨年度策定した「幼児教育・保育の質ガイドライン」について、市内全ての幼児教育・保育施設を訪問し、ガイドラインの普及促進に努めました。 ・保育施設・幼稚園における「保・幼・小連携の日」の実施率は新型コロナウイルスの影響により、一部オンラインによる連携の実施となりましたが、中間目標値の80.0%を上回り、82.2%となりました。 ・保幼小教育推進委員会が作成した動画を活用し、保幼小連携の日を充実させるため、各機関で検討し、保幼小の連携を進めました。 ・保幼小の連携から学童保育所の入所においても、支援が必要な児童の受け入れに関して配慮することができました。

児童福祉専門分科会による評価

今後の取組

基本施策 4　基本方針 1

ミライを担う子どもの育成

若者期へとつなぐ健やかな育ちの支援

めざす姿

子どもには基本的な生活習慣や食習慣が身に付いており、心身ともに健康的な生活を送っています。地域において、幼児期から思春期をとおして子どもの成長が見守られ、多様な世代の人々と関わる機会に恵まれています。自分を大切にする気持ちや思いやり、困難に直面しても子ども自身の力で乗り越えられる力が育まれています。

令和4年度（2022年度）の主な取組

施策9　生活や学びの基礎を育む取組

●基本的な生活習慣の獲得に向けた啓発	・乳幼児健診等で基本的な生活習慣の大切さを伝えました。 ・親子つどいの広場、親子ふれあい広場での活動を通じて利用者の相談等に対応する中で、ひろばスタッフが育児における基本的な生活習慣等のアドバイスを行いました。 ・スタートカリキュラムを活用し、各学校における生活指導を充実させました。
●食べる楽しさや大切さを伝える食育の推進	・健康フェスタ・食育フェスタ、市民食育イベントを開催しました。 ・八王子の名産品を活用した給食で、郷土の恵みを知り、生産者の思いを知る食育の取組を行いました。 ・より多くの子どもが、調理に親しむ機会を得られるように、給食センターの食育ルームを活用した「調理体験」を充実しました。

施策10　将来や生き方を考える機会の確保

●赤ちゃんふれあい事業の推進	・市内公立中学校35校で赤ちゃんふれあい事業を実施しました。
●いのちの大切さを伝える機会の充実	・全校児童・生徒朝会等の校長講話において「いのちの大切さを共に考える日」の指導及び取組内容について説明しました。また、 各学年の教育活動の中で「いのちの大切さを共に考える日」の内容を実施しました。 ・ ホームページでの動画公開等により保護者・地域に向けた取組内容の発信しました。
●小・中学校からのキャリア教育の推進	・特別活動の時間を中心として、児童・生徒が自己の学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう「はちおうじっ子 キャリア・パスポート」を配布しました。また、「はちおうじっ子 キャリア・パスポート」を介して、教師が義務教育9年間の切れ目のない指導を実現できるようにしました。
●「こどもシティ」など児童館での就労体験事業の充実	児童館で地域との協働によって子どもに就労体験を与えるイベント「こどもシティ」を実施をしました。（6か所で開催し、延べ1695人の参加。このうち、地域の中学生から大人までのボランティア参加者は、391人）
●車いすや高齢者疑似体験、障害当事者の話を聞く機会など福祉教育の充実	市内小中学校での車いす体験、高齢者疑似体験、障害当事者の講話、点字学習を実施しました。

施策11　青少年の健全育成に向けた支援

●子ども会活動への支援	・各単位子供会及び子供会育成団体連絡協議会の活動支援を行いました。コロナ感染による活動の制限がある中、「文化の日子どもの集い」が浅川河川敷で開催され、多くの来場者があり、親子で様々な体験が楽しめるイベントとなりました。また「新春子ども大会」が3年ぶりに開催され、以前より出演団体数が少なかったものの、子ども達によるダンス等のパフォーマンスを発表する機会となりました。
●青少年育成指導員や青少年対策地区委員会の活動支援	・229名の育成指導員により延べ約5,100回の巡回活動、11月の健全育成キャンペーンをに啓発グッズを配布するなどし、地域の青少年健全育成の気運を醸成しました。 ・巡回活動でのゴミ拾いのほか、公園内斜面等、市民が入れない箇所でのポイ捨ての報告を、担当所管でのゴミ処理につなげるなど、健全育成の環境浄化につなげました。
●メディアリテラシーの向上に向けた啓発活動の実施	・青少年問題協議会が定める健全育成基本方針令和4年度重点目標における行動指針として、SNSに起因する犯罪被害から子どもを守るため、フィルタリングの利用や、家庭での利用ルールをつくること、大人が適切な使い方をすることのほか、総務省ネットトラブル事例集を閲覧できる2次元コードを周知リーフレットに掲載し、積極的に周知を図りました。 ・市立小学校69校及びいずみの森義務教育学校（約150学級）6年生全児童対象（約4700名）に子どもたちがインターネット上で適切なコミュニケーション方法を「自ら考える」ことを主眼とし、LINEみらい財団講師による児童の想像力・判断力を育むメディアリテラシー教育を実施しました。
●青少年育成協力店と連携した活動の推進	・育成指導員がコンビニや書店などの青少年にとって身近な店舗に直接訪問し、更新・新規加入を呼びかけました。また、長期休み期間中の子どもに対する見守り活動への協力を依頼するなどし、連携を推進ましした。（店舗数：505店）
●学校や関係機関と連携した、薬物の危険性や飲酒・喫煙による健康への影響についての啓発・教育活動の実施	・八王子市学園都市推進会議と大学コンソーシアム八王子が共同で作成する新入生向け情報誌「BIGWEST 2023」に薬物の危険性や飲酒・喫煙による健康への影響等について記事を掲載し、35,000部を各大学等を通じて新入生に配付しました。

施策12　地域における子どもの居場所づくり

●子どもの居場所となる児童館機能の充実	・児童館のあり方を見直す中で、子どもへの支援の充実と、比較的利用が少ない高校生世代が利用しやすくするための方策を検討しました。
●子ども食堂等の設置促進	・社会福祉協議会を事務局とする子ども食堂等のネットワーク「はちおうじミライ応援団」の活動により、子ども食堂の立ち上げ支援や助言を行いました。
●学校施設を活用した子どもの居場所づくり	・学童保育所において既存の施設定員のみでは待機児童が生じるおそれのある小学校区を対象に、小学校の余裕教室を借用することで受入れ定員を拡大し、待機児童を0人にしました。また、放課後子ども教室で多くの子どもたちに放課後の安全で安心な居場所を提供しました。（合計実施場所：64か所、うち週5日実施：36か所）
●公共施設を利用した居場所づくり	「学生のためのフリースペース」を生涯学習センターで実施しました。

指標の実績

	指標	策定時(2018年度)	2020年度実績値	2021年度実績値	2022年度実績値	2023年度	中間目標値(2022年度)	目標値(2024年度)
1	赤ちゃんふれあい事業の実施校数	27校	22校	35校	35校		32校	34校
2	青少年育成指導者の数	231人	229人	228人	229人		241人	248人
3	子ども食堂などを実施する団体数	21団体	31団体	35団体	43団体		30団体	35団体
4	子どもや若者の居場所となる児童館機能の拡充	検討	未実施	検討	方針決定		実施	実施

評価

自己評価

B	・青少年育成指導者の数は目標値には届きませんでしたが、巡回活動は令和3年度の約3200回と比較して、約5100回と大きく増加しました。 ・赤ちゃんふれあい事業について、目標値の32校を上回る35校で実施しました。 ・子ども食堂などを実施する団体数は目標値30団体に対して、43団体と大幅に上回りました。

児童福祉専門分科会による評価

今後の取組

基本方針 4

基本施策 13

配慮が必要な子どもと家庭への支援

児童虐待の防止

めざす姿

地域の関係機関の連携が進み、親の子育ての不安や負担感が早期に軽減され、児童虐待を予防する環境が整っています。やむを得ず家族と離れて暮らす子どもがあたたかな環境で育ち、次代を築いていくための支援体制がつくられています。

令和4年度（2022年度）の主な取組

重点施策

施策34 児童虐待の予防や早期発見・早期対応

●八王子版ネウボラによる児童虐待の予防や早期発見に向けた体制の充実	・八王子版ネウボラによる児童虐待の予防や早期発見に向けた体制を引き続き確保しました。
●小・中学校における児童虐待予防と早期発見に向けた体制の充実	・スクールソーシャルワーカーが全小・中学校及び義務教育学校を定期的に巡回訪問し、不登校の児童・生徒のみではなく、福祉的支援が必要と思われるケースを中心に、学校だけでは対応が難しい相談全般について、学校からの相談に対応しました。
●気軽に悩みや不安を話せる機会や場所の充実	・子育てひろばでは、職員が親の不安や悩みの聞き手となり、不安の解消に努めました。 ・令和5年3月末時点ではちまるサポート（旧地域福祉推進拠点）を12か所開設しました。
●育児不安を軽減する出産・育児情報の提供	・育児不安を軽減する出産・育児情報を提供しました。 ・各保健福祉センターと連携し、妊娠期から必要な情報提供することで産前産後の母親の不安感を軽減しました。 ・パパ・ママクラスにより、育児情報の提供を行いました。

施策35 児童虐待防止を支えるネットワークの充実と人材育成

●行政の分野を横断した情報共有と連携強化	・八王子市包括的な地域福祉ネットワーク会議を実施し、関係機関との連携を図りました。 ・学校では、児童相談所・子ども家庭支援センター・警察署等との連携を強化しました。
●児童虐待防止のための人財（人材）育成	・児童相談所や東京都が実施する研修への参加の他、定期的に相談対応職員向けの研修を開催し人財育成を図りました。 ・本市独自の「地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）ガイドライン」を作成し、児童虐待防止を盛り込んで市内48か所の子育てひろばに配布しました。
●子ども家庭支援ネットワークに関わる職員や主任児童委員・民生児童委員に対する研修	・民生委員児童委員協議会の部会活動等で子育て支援に関する研修を実施し、201名が参加しました。 ・子ども家庭支援ネットワーク構成員及び主任児童委員・民生児童員に研修を行い充実を図りました。

施策36 社会的養護を必要とする子どもへの支援の充実

●社会的養護や里親制度についての周知・啓発	・10月・11月の里親推進月間に合わせ東京都と連携し市内商業施設でのPR活動、養育家庭（里親）体験発表会、図書館や地域事務所での展示会、各種イベント時に啓発グッズの配布を実施しました。
●児童養護施設の支援と施設退所後の継続した支援	児童相談所の依頼に基づき、関係機関を招集し、情報の共有と退所後の支援の役割分担を明確にしました。

指標の実績

	指標	策定時(2018年度)	2020年度実績値	2021年度実績値	2022年度実績値	2023年度	中間目標値(2022年度)	目標値(2024年度)
1	養育支援訪問事業　訪問件数	2,516件	3,870件	3,658件	3,763件		3,848件	5,144件
2	子ども家庭支援ネットワーク中学校区分科会の開催校数	35校	19校	27校	34校		全37校	全37校
3	児童虐待防止に関する研修の実施	-	実施	実施	実施		実施	実施

評価

自己評価

B	･養育支援訪問事業の訪問件数は、3,763件となり中間目標値を下回りましたが、目標値に近い水準となりました。 ･児童虐待の予防･対応として開催している中学校区分科会は新型コロナウイルスの影響で開催回数が減っていましたが、中間目標値には届かなかったものの、新型コロナウイルス感染拡大前の水準まで回復しました。 ･児童虐待防止研修を継続的に実施し、児童虐待の予防や早期発見に繋げました。 ･･本市独自の「地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）ガイドライン」を作成し、児童虐待防止を盛り込んで市内48か所の子育てひろばに配布しました。

児童福祉専門分科会による評価

今後の取組

基本施策 14　基本方針 4

配慮が必要な子どもと家庭への支援

障害児支援の充実

めざす姿

障害のある子どもを支えるネットワークが充実し、早い時期から子どもと保護者への切れ目ない支援が行われており、子どもが地域の中で安心して成長しています。障害のある子どもの特性や成長に合わせた支援や居場所づくりが進んでおり、子どもが将来、社会参加や自立した生活を実現するための力が育まれています。

令和4年度（2022年度）の主な取組

重点施策

施策37　障害のある子どもの支援体制の充実

●障害児に関する切れ目ない支援や情報提供	・「はちおうじっ子マイファイル」事業で障害児のライフステージに即した切れ目ない支援を推進するとともに、障害者地域自立支援協議会こども部会を開催し、障害のある子どもと家庭を支援するために現状の把握と情報の共有を行い、障害児支援を推進しました。 ・「特別支援教育ハンドブック」の発行などを通して、「はちおうじっ子マイファイル」の利用についての普及・啓発を行いました。
●重症心身障害児や医療的ケア児への支援	・看護師等が重症心身障害児等の自宅に訪問して、家族の代わりに一定時間ケアを行う在宅レスパイト事業を延べ191回行いました。 ・医療的ケアが必要な児童・生徒に対して、学校に看護師を派遣し支援体制の充実を図りました。
●障害のある子どもの親の会についての情報提供	障害者（児）を抱える家族が集まって運営する家族会や親の会について、相談に応じて情報提供を行いました。

施策38　障害の早期発見・早期支援

●子どもの発達に関する相談体制の充実	・市内2か所の児童発達支援センター「すぎな愛育園」「すぎな愛育園きらきら」や、発達障害児支援室「からふる」において、発達に支援を必要とするお子さんや保護者の方に対する発達相談などを行う体制を整備し、子育てに関する不安の軽減を図りました。 ・総合教育相談室において、小・中学生やその保護者を対象に、心理相談員による発達や不登校などに関する相談を実施しました。また、就学相談室において、特別な支援が必要なお子さんの就学・転学に関する相談を受けました。
●保育施設や幼稚園における巡回発達相談の充実	・合計289件巡回発達相談を実施しました。（幼稚園43件（10園）、保育園246件（81園））
●発達障害における早期発見・早期対応の検討	・小児障害メディカルセンター内の発達障害児支援室「からふる」にて、発達障害のある、またはおそれのある児童に対し、早期発見・早期療育を行うことにより、その児童や家族が安心した生活が送れるように、相談支援事業・療育支援事業・普及啓発事業等を行いました。

施策39　障害児保育や障害児の居場所づくり

●教育・保育施設等での障害児の受入	・学童保育所では、支援が必要なお子さんを、各施設4名まで受け入れられるよう体制を整備しています。また、教育・保育施設でも障害児の受け入れを推進しています。
●医療的ケア児の居場所づくり	・医療的ケア児が利用できる施設の拡充のため、市施設整備費補助等を活用し、事業者に働きかけを行いました。 ・庁内横断的に医療的ケア児検討会を実施し、情報共有と検討を行いました。
●子育て支援施設での障害児も一緒に参加できるプログラムの実施	親子つどいの広場、親子ふれあい広場は障害の有無にかかわらず参加できる環境になっており、講座やイベントについても保護者と調整しながら参加を進めました。

指標の実績

	指標	策定時(2018年度)	2020年度実績値	2021年度実績値	2022年度実績値	2023年度	中間目標値(2022年度)	目標値(2024年度)
1	重症心身障害児レスパイト事業の実施	-	実施	実施	実施		実施	実施
2	巡回発達相談の実施件数	300件	273件	246件	289件		322件	329件
3	放課後等デイサービスの利用者数	1,012人分	1,087人分	1,096人分	1,368人分		1,800人分	2,100人分

評価

自己評価

B	・重症心身障害児レスパイト事業の実施により、医療的ケア等を代わりに行い家族等が休めるようにしました。 ・巡回発達相談の実施件数は新型コロナウイルスの影響による休園により減少していましたが、中間目標値は下回るものの、新型コロナウイルス感染拡大前の水準まで戻りつつあります。 ・放課後等デイサービスの利用者数は、コロナ禍により中間目標には届いていませんが、前年度からは大きく増加しています。

児童福祉専門分科会による評価

今後の取組

基本施策 15

基本方針 4

配慮が必要な子どもと家庭への支援

ひとり親家庭への支援

めざす姿

ひとり親家庭への総合的な支援が充実し、生活基盤の安定により安心して子育てができています。家族がふれあうゆとりある生活を送っており、子どもは、様々な体験や交流を重ね、未来への希望を持ちながらいきいきと学び、心豊かに成長しています。

令和4年度（2022年度）の主な取組

施策40　ひとり親家庭への支援

●「母子家庭等就業・自立支援センター事業」の実施	・八王子駅北口近くの「就労生活相談窓口」において、相談者に適した職業紹介と企業開拓を行いました。 ・Webで教育資金や子どもの発達に関するものや、親子参加型でお金に関するセミナーを開催するとともに、無料でパソコン講座を開講しました。 ・テレワーク推進事業を2クール実施しました。
●経済的支援や家事支援	・児童扶養手当・児童育成手当の支給、ひとり親家庭に対する医療費助成、子どもの学費が主である母子父子福祉資金の貸付など経済的支援を行うとともに、ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業を実施しました。
●離婚家庭における養育費や面会交流の支援	・弁護士による養育費などの個別法律相談や弁護士による離婚をめぐるオンライン法律講座を実施しました。 ・養育費確保支援事業を令和5年1月から開始しました。
●保育施設や学童保育所への入所や市営住宅の抽選制度などにおける、ひとり親家庭への配慮の確保	・年3回行う市営住宅入居募集において、ひとり親世帯に当せん率が高くなる優遇抽選制度を実施しました。 ・学童保育所の入所判定において、指数が同点となった場合、入所を優先させる観点にひとり親家庭であることを設けました。 ・ひとり親家庭を対象に、コニカミノルタ サイエンスドーム入館料とプラネタリウム観覧料を免除しました。

施策41　ひとり親家庭で育つ子どもへの支援

重点施策

●学習支援の実施	・児童扶養手当受給程度の所得のひとり親家庭の中学生などに対し、学習支援教室はち☆スタを14会場で実施しました。 また、学習支援教室「はち☆スタ」に通うことが難しい児童扶養手当受給者等の中学生に対し、家庭教師派遣「ゆめはち先生」を実施しました。
●ひとり親家庭の親と子がふれあう機会の提供	ひとり親家庭の親子・親同士・子同士がふれあい、交流できるよう、野菜の収穫体験を行う親子ふれあい事業を2回開催しました。
●生活力の向上に向けた体験活動の実施	・ひとり親家庭の子ども支援事業「なんでもチャレンジ」はコロナ禍のため未実施でしたが、来年度の実施に向けて、児童館と連携した体験活動プログラムの準備を進めました。

施策42　ひとり親家庭への相談・情報提供

●母子・父子自立支援員による相談・支援の実施	・母子父子自立支援員を4名配置し、離婚前相談や養育費相談、子どもの教育費や養育の相談など、様々な相談を受け、関係機関と連携しながら助言や支援制度の紹介を行いました。
●ひとり親家庭への情報提供の充実	・ひとり親家庭支援情報メールマガジン「はち☆エール」でひとり親家庭への支援制度やイベント、公営住宅情報、子ども食堂などの情報を配信しました。
●女性のための相談や講座の実施	さまざまな悩みや問題を抱えている女性が安心して暮らしていけるよう、女性のための電話による総合相談と専門の女性相談を実施しました。 女性のための総合相談（2,165件）、女性のための専門相談（410件）

指標の実績

	指標	策定時(2018年度)	2020年度実績値	2021年度実績値	2022年度実績値	2023年度	中間目標値(2022年度)	目標値(2024年度)
1	就労支援を実施した方のうち、就職が決まった割合	60.0%	40.2%	25.0%	42.9%		64.0%	66.0%
2	学習支援（ゆめはち先生）を受けた中学校卒業者の高校進学率	95.0%	100%	100%	90.0%		98%以上	98%以上
3	ひとり親家庭へのメールマガジンの登録者数	1,381人	2,107人	2,197人	2,226人		1,800人	2,000人
4	児童扶養手当受給者のうち、養育費を受け取っている割合	15.8%	18.8%	19.4%	20.30%		16.2%	16.4%

評価

自己評価

B	・就労支援（就業支援・資格取得支援）を実施した方のうち就職が決まった割合は、新型コロナウイルスの影響により減少していましたが、中間目標値には届いていないものの、前年度と比較して25.0%から42.9%と増加しました。 ・子どもに対しては学習支援（ゆめはち先生・はち☆スタ）を実施し、学習支援を受けた中学校卒業者の高校進学率は90.0%となりました。 ・ひとり親家庭へのメールマガジンの登録者数は中間目標値の1,800人を大きく上回り、2,226人となりました。 ・児童扶養手当受給者のち、養育費を受け取っている割合は、中間目標値の16.2%を上回り、20.3%となりました。

児童福祉専門分科会による評価

今後の取組

基本施策 16

基本方針 4

配慮が必要な子どもと家庭への支援

子どもの貧困対策の推進

めざす姿

子どもの将来が、家庭環境に左右されることのないよう、必要な支援の充実と教育の機会均等が図られています。すべての子どもが、夢や希望をかなえようと、未来への意欲を持って成長しています。

令和4年度（2022年度）の主な取組

重点施策

施策43　子どもへの教育・生活支援

●身近な場所での学習支援の実施	・生活に困窮している世帯の子どもを対象として学習意欲を保てるよう、身近な場所での学習支援を実施しました。
●地域での相談・居場所づくり	・令和5年3月末時点ではちまるサポート（旧地域福祉推進拠点）を12か所開設しました。 ・児童館や子ども家庭支援センターでは、日ごろから子どもの相談相手になりました。
●生活に困難を有する子どもを支える団体への支援	・地域子ども支援事業の中で子ども食堂などの団体間の連携を促進し連絡会の開催により情報交換の場を設けています。また、24団体に対して市の補助金支給により活動費を支援しました。

施策44　生活に困っている世帯への支援

●支援対象者の実態に応じた自立支援プログラムの実施	・生活困窮者自立支援相談窓口では生活に困っている方に寄り添い、相談者の状況に応じて自立に向けた支援を実施しました。（件数1,996件）
●関係機関との連携など多様な主体による支援	・庁内・庁外の関係機関と情報共有を目的として生活困窮者自立支援ネットワーク会議を開催する等、関係機関と連携して、生活困窮者の早期発見・早期支援に努めました。
●各種手当や子どもの進学助成、住宅支援などの経済的支援	・市営住宅の入居募集において、子育て世帯の所得要件を緩和しました。 ・家賃補助対象住宅において、子育て世帯を対象に入居者を募集しました。 ・経済的な理由により就学・修学が困難な世帯に、就学援助、奨学金による経済的支援を行いました。 ・市内の小・中学生の保護者あてに学校を通じて、行政の経済支援の情報を掲載したチラシを配布しました。

施策45　子どもの貧困に関する実態把握

●施策の効果を把握する実態調査の定期的な実施	・小学5年生及び中学2年生とその保護者を対象に子どもの生活実態調査を実施しました。

指標の実績

	指標	策定時(2018年度)	2020年度実績値	2021年度実績値	2022年度実績値	2023年度	中間目標値(2022年度)	目標値(2024年度)
1	生活保護家庭における中学校卒業者の進学率	91.0%	98.4%	96.6%	96.8%		95.0%	95%以上
2	生活に困っている世帯の新規相談受付件数（累計）	1,525件	2,235件	2,712件	2,947件		2,267件	2,406件

評価

自己評価

B	・生活保護家庭における中学校卒業者の進学率は目標値を上回り96.8%となりました。 ・生活に困っている世帯の新規相談受付件数は新型コロナウイルスの影響で増加したことから、累計件数は中間目標値を大きく上回りました。

児童福祉専門分科会による評価

今後の取組

基本施策 17　基本方針 4

配慮が必要な子どもと家庭への支援

外国につながる子どもと家庭への支援

めざす姿

外国人や海外から帰国した子どもや保護者が、言葉の壁や心の壁を感じることなく、安心して暮らすことができています。また、地域に暮らす日本人も外国人も生活者の一員として、国籍、民族、文化の違いを互いに認め合い、助け合い、活かし合いながら、共に暮らしています。

令和4年度（2022年度）の主な取組

施策46　外国人家庭への子育て支援

●子どもへの日本語学習支援や生活支援	・日本語が話せない学齢の子が就学した際に支援者を派遣して学校生活をサポートしました。また、小中学校各1校ずつある日本語学級への通学費を支給しました。
●保護者への日本語学習支援や生活支援	・「外国人のための日本語教室」を105回実施し、131名（延べ957名）が参加しました。

施策47　外国人にもわかりやすい情報発信

●行政情報などの多言語化、やさしい日本語の活用の推進	・「桑都日本遺産センター 八王子博物館（はちはく）」では、展示内容の解説を多言語で視聴できるアプリ「ポケット学芸員」を導入し活用しているほか、展示解説の表現等もなるべく平易なものとするよう配慮しました。 ・多言語対応アプリ「カタログポケット」を活用し、市の広報紙と「子育てガイドブック」を9か国語に翻訳しました。 ・八王子観光コンベンション協会HPリニューアルの際に、英語で作成したページを別に用意しました。
●ICT機器の活用による多言語化対応の充実	・学校に対して多言語対応機の貸出しを行いました。 ・タブレット端末によるテレビ電話通訳を窓口対応にて活用しました。 ・令和3年度から市内の保育施設に多言語対応機を配備し、活用しています（152施設）。

施策48　多文化共生意識の啓発や国際理解の推進

●小・中学校における国際理解教育の推進	・外国語指導助手（ALT)を配置しました。 （配置した時間は小学校、義務教育学校第3・4学年は10時間 小学校、義務教育学校第5・6学年は5時間 中学校第1・2学年、義務教育学校第7・8学年は7時間 中学校第3学年、義務教育学校第9学年は4時間 特別支援学級は5時間） ・大学と連携し、小中学校で留学生を派遣し、支援を行う学習を実施しました。
●多文化共生の意識を高めるための交流機会の提供	・生涯学習フェスティバル内で「多文化共生の集い」を実施しました。 ・易しい内容で多文化共生について啓発する映像をホームページで公開しました。 ・市図書館と連携し、多文化共生をテーマにした図書の展示を実施しました。

指標の実績

	指標	策定時(2018年度)	2020年度実績値	2021年度実績値	2022年度実績値	2023年度	中間目標値(2022年度)	目標値(2024年度)
1	多言語化に対応した子育てガイドブックの作成	-	実施	実施	実施		実施	実施

評価

自己評価

B	・子育てガイドブックや子育て応援サイトは多言語化に対応済みとなっています。 ・外国人や海外から帰国した子どもと保護者が言葉の壁や心の壁を感じることがないよう日本語学習支援や保護者に対する生活支援を進めました。 ・外国語でも情報を受け取ることができるように様々な媒体において多言語で情報発信しました。

児童福祉専門分科会による評価

今後の取組

資料７

児童館条例の改正について

令和5年(2023年)5月19日
社会福祉審議会児童専門分科会
子ども家庭部青少年若者課

あなたのみちを、あるけるまち。八王子

【1　児童館条例の改正点】

(1)条例改正の内容

ア　施設の名称(第2条)を「児童館」から、別の名称に改める。

名称(現行)	名称(改正案)
○○児童館	○○子ども・若者育成支援拠点 ○○子ども・若者育成支援センター　等
○○児童館△△分館	○○子ども・若者育成支援拠点△△分館 ○○子ども・若者育成支援センター△△分館　等

イ　目的(第1条)及び事業(第3条)に、子ども・若者育成支援推進法第13条に規定される拠点としての機能の要素を追加する。

(2)施行日

令和5年(2023年)11月1日

(3)理由

児童館に、子ども・若者育成支援推進法第13条の機能を付加することに伴い、児童館が新たな機能を担っていくことを周知するため。

【参考】**子ども・若者育成支援推進法　第13条**

地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

【2　条例改正及び運営面の変更点（案）】

項目	改正内容	運営面の変更案
施設名称 ※条例	条例の名称変更 関係条文及び別表中の「児童館」の表記を変更	条例の名称 　八王子市児童館条例⇒子ども・若者育成支援拠点（センター）条例 施設の名称 　〇〇児童館⇒〇〇子ども・若者育成支援拠点（センター）
愛称		実施後に子ども・若者の声を取り入れた愛称を検討
開館日 ※規則	規則第4条第2項に基づく市長決定を廃止	月～土曜日に変更する。毎月の第4日曜日の開館を廃止する。
開館時間 ※規則	規則第3条第1号の開館時間を改正 同第2項に基づく市長決定を廃止（日曜開館）	開館時間を、10:15～19:00から、10：00～18：30に変更する。 第4日曜日（9:15～18：30）は廃止 分館は変更なし
目的、事業 支援対象者 （アウトリーチ型支援） ※条例	条例第1条（目的） 条例第3条（事業） 条例第5条（利用することができる者）	目的及び事業に、子ども・若者育成支援推進法第13条に規定される子ども・若者育成支援の拠点としての機能を担うことについて追加する。 ※新たな支援機能として、アウトリーチ型支援を行う。 詳細は後記のとおり。 29歳までの子ども・若者を支援の対象とする旨を追加する。 ただし、施設利用者は、18歳未満の子ども及びその保護者（変更なし）
統括担当設置 ※処務規程を改正		令和5年（2023年）8月設置予定 地域子ども家庭支援センターみなみ野事務室内に設置 ※児童館ではない（相談支援・各種活動等の企画調整担当）

【3　機能拡充の内容　＜令和5年(2023年)11月から＞】

目指す姿　**子ども・若者への切れ目ない支援の充実**

・専門的支援を補完する子ども・若者本人への伴走支援
・子ども・若者と地域のつながりづくり、予防的関わり、周知啓発

“児童館”は“(仮称)子ども・若者育成支援拠点”として支援を充実

健全育成・居場所づくり
【児童館機能】

館外での子ども・若者、地域への対応
アウトリーチ型支援
【子ども・若者育成支援機能】

・子ども若者育成支援推進法第13条の機能を追加
↓
・アウトリーチによる相談支援、情報発信
・18歳到達後も29歳までは継続した関わりが可能

【参考】子ども・若者育成支援推進法　第13条
地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（１）アウトリーチ型支援の想定

①個別対応型

＜子ども＞
子ども家庭支援センターや学校等の支援方針に沿って、本人の状況改善につながるよう補完しいていく支援
- 不登校や登校渋りへの対応（教育委員会・SSW・SC等との連携）
- ヤングケアラーへの対応（子ども家庭支援センター等との連携）
- アウトリーチによる寄り添い、施設内での見守り等

＜若者＞
18歳到達により児童福祉の支援が終了となる者を若者の専門支援につなぐ支援
- 若者総合相談センターや若者サポートステーションへのつなぎ
- 高等学校、大学連携（校内カフェ等協力）

※18～29歳の若者（市内在住・在勤・在学）を支援の対象者に追加する。主に18歳以降においても支援の継続が必要な者を想定
※入館は予約・調整済の者に限定

相談支援開始までの流れ（イメージ）

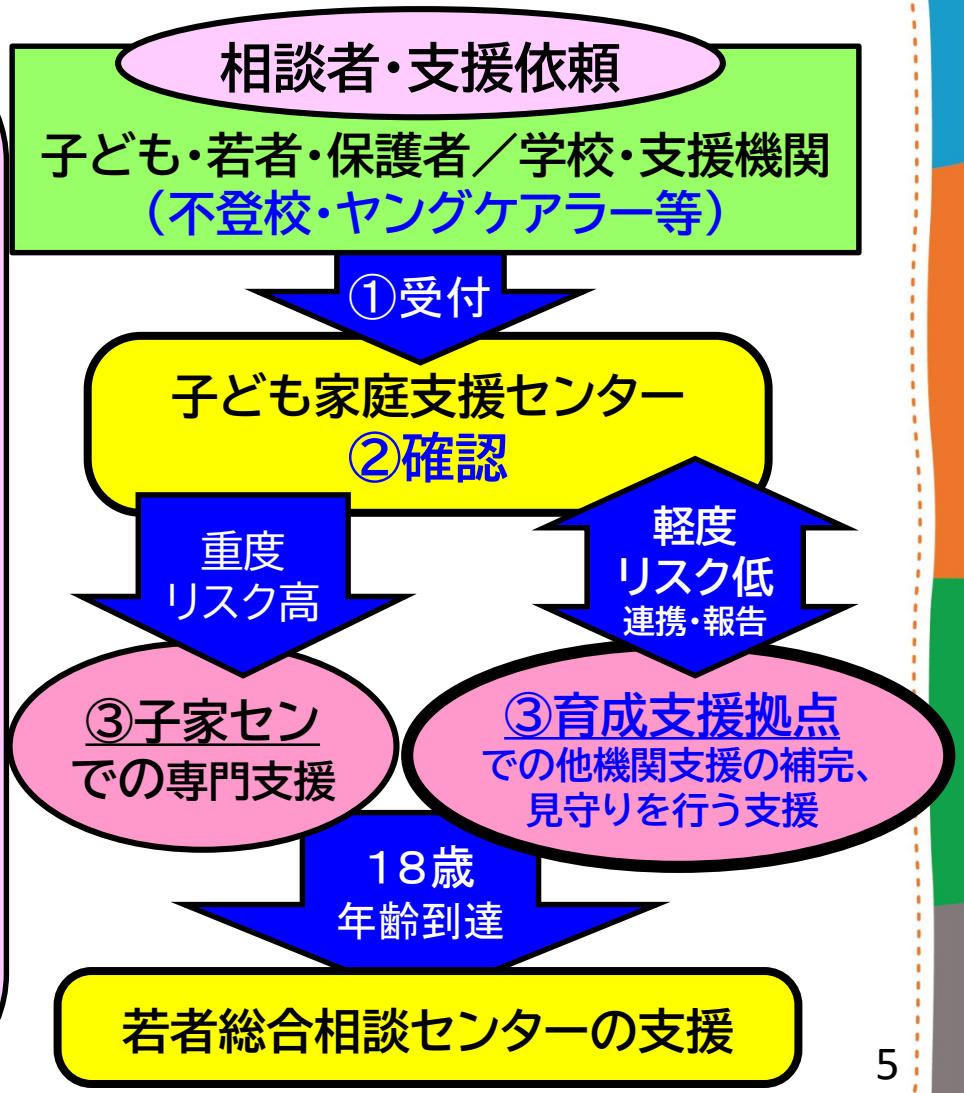

（1）アウトリーチ型支援の想定

②予防的・周知啓発型

子ども･若者向けのイベント等を通じて、虐待被害やヤングケアラー等に対する周知啓発を図る。地域との連携により子ども･若者を見守れる環境づくりを目指す。
- ･出張活動
- ･団体主催行事への参加･協力
- ･庁内他部署との事業連携

事業の想定
- ･子ども家庭支援センター等と連携による周知啓発イベント
- ･放課後子ども教室との連携、出張児童館、青空ひろば等
- ･青少年対策地区委員会、民生児童委員、地域支援団体等との連携
- ･地域連携による体験･交流イベント（地域まつり、こどもシティ等）

③意見表明・参画支援型

子ども･若者の意見表明の機会や子ども･若者と地域とをつなぐコーディネートを行う。
- ･子ども･若者の意見表明事業等
- ･子ども･若者の地域参画のきっかけづくり

事業の想定
- ･子ども☆ミライ会議
- ･高校生まちづくり提案発表会
- ･若者の意見を尊重した多世代交流事業等の企画･運営
- ･若者交流事業（ワークショップ、アンケート）

（2）アウトリーチ型支援のための運営体制

基本構想の6圏域を単位に2館ペア（●印・○印）で担当する。アウトリーチ型支援の内容によっては、保健福祉センター3圏域内の4館を1グループとして対応する。

※飛び地対応・・中郷、長房分館は当該施設周辺及び北部・中央地域を担う。

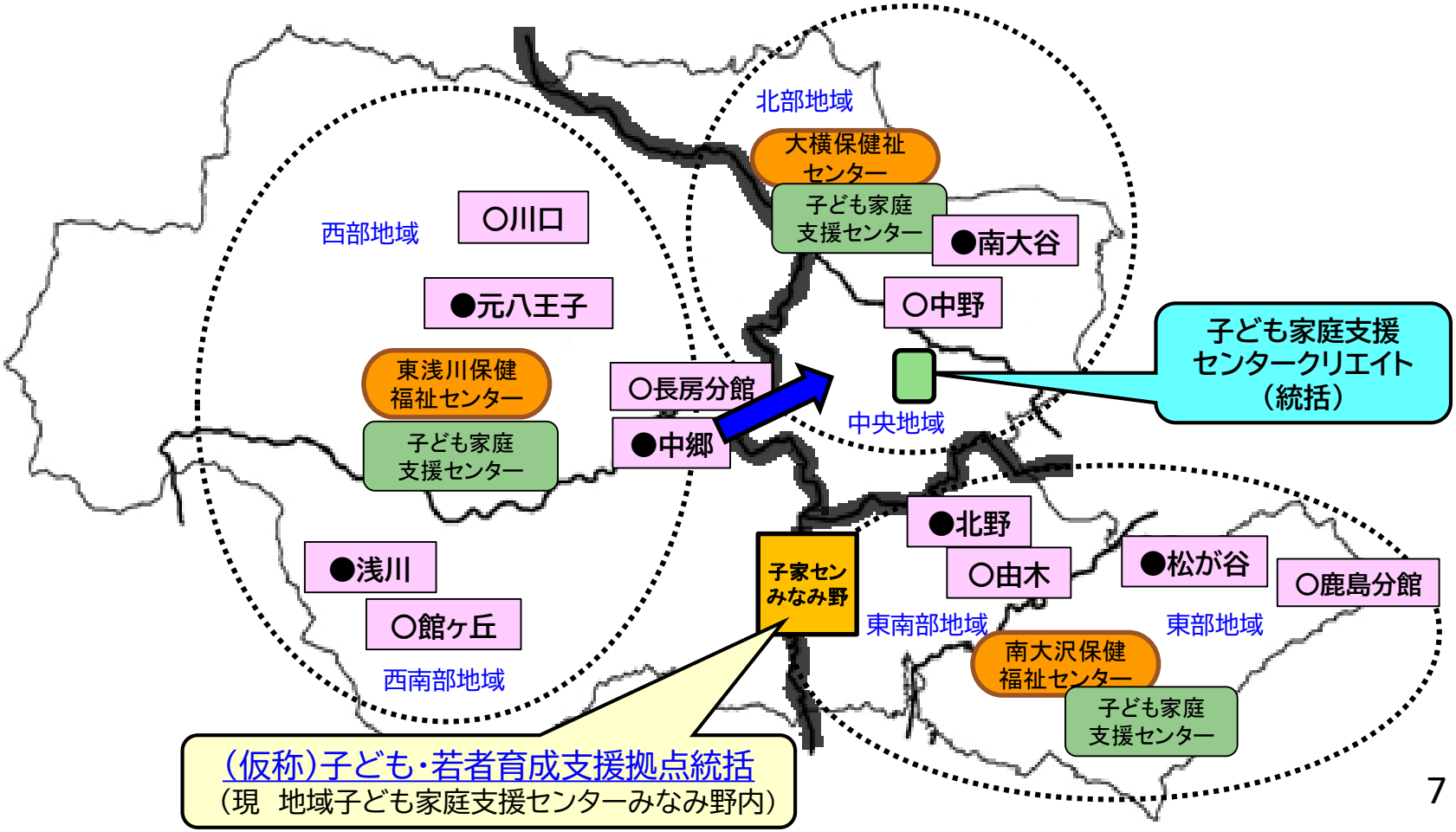

○八王子市児童館条例

(目的及び設置)
第 1 条　児童に健全な遊びを与えることにより、児童の健康を増進し、情操をゆたかにするとともに、児童が社会的に自立するための支援の促進を図るため、八王子市立児童館(以下「児童館」という。)を設置する。

(名称及び位置)
第 2 条　児童館の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(事業)
第 3 条　児童館は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)　健全な遊びの提供及び異年齢間の交流を通じて、次世代を担う児童の健全な育成を促進すること。
(2)　児童が社会的に自立するための支援及び地域社会への参画の促進に関すること。
(3)　前 2 号に掲げるもののほか、児童館の設置の目的を達成するために市長が必要と認める事業
2　前項に掲げる事業のうち、分館が行う事業の範囲は、市規則で定める。

(開館時間等)
第 4 条　児童館の開館時間及び休館日は、市規則で定める。

(利用することができる者)
第 5 条　児童館を利用することができる者は、次に掲げる者とする。
(1)　18 歳未満の者。ただし、乳幼児にあつては、保護者の同伴を必要とする。
(2)　前号に掲げる者の保護者
(3)　前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に認めた者

(利用者の登録)
第 6 条　児童館を利用しようとする児童は、あらかじめ市長に登録しておかなければならない。

(登録の取消し)
第 7 条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の登録を取り消すことができる。
(1)　登録に偽りがあつたとき。

(2)　その他利用を不適当と認めたとき。

(利用の制限等)
第 8 条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館への入館を拒み、利用を制限し、又は退館を命ずることができる。
(1)　他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
(2)　施設をき損し、又はき損するおそれがあるとき。
(3)　前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(損害賠償義務)
第 9 条　児童館の施設をき損し、又は滅失した者は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(販売行為の禁止)
第 10 条　何人も、児童館及びその敷地内においては、市長の許可を受けないで物品の販売その他これに類する行為をしてはならない。

(委任)
第 11 条　この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。附　則(昭和 48 年 3 月 31 日条例第 11 号)
この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。附　則(昭和 49 年 3 月 15 日条例第 4 号)
この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。附　則(昭和 50 年 3 月 17 日条例第 5 号)
この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。附　則(昭和 51 年 3 月 13 日条例第 2 号)
この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。附　則(昭和 52 年 9 月 17 日条例第 35 号)
この条例は、昭和 52 年 10 月 1 日から施行する。附　則(昭和 54 年 7 月 4 日条例第 18 号)
この条例は、昭和 54 年 7 月 16 日から施行する。附　則(昭和 56 年 6 月 12 日条例第 34 号)
この条例は、公布の日から施行する。附　則(平成 4 年 12 月 22 日条例第 46 号)
この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。附　則(平成 17 年 12 月 7 日条例第 61 号)
この条例は、平成 17 年 12 月 17 日から施行する。附　則(平成 18 年 3 月 28 日条例第 10 号)
この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

名称	位置
八王子市立中野児童館	八王子市中野山王三丁目 6 番 27 号
同　浅川児童館	同　初沢町 1323 番地
同　由木児童館	同　越野 692 番地 1
同　松が谷児童館	同　松が谷 13 番地
同　松が谷児童館鹿島分館	同　鹿島 2 番地
同　中郷児童館	同　長房町 891 番地 2
同　中郷児童館長房分館	同　長房町 341 番地
同　館ケ丘児童館	同　館町 1097 番地 57
同　元八王子児童館	同　大楽寺町 508 番地 3
同　川口児童館	同　川口町 3974 番地
同　北野児童館	同　北野町 549 番地 9
同　南大谷児童館	同　大谷町 46 番地

○八王子市児童館条例施行規則

昭和 46 年 10 月 25 日
規則第 37 号
改正　昭和 48 年 4 月 27 日規則第 20 号
昭和 48 年 6 月 1 日規則第 26 号
昭和 51 年 3 月 31 日規則第 25 号
昭和 58 年 12 月 28 日規則第 46 号
昭和 60 年 9 月 30 日規則第 31 号
平成 5 年 3 月 31 日規則第 19 号
平成 10 年 3 月 31 日規則第 22 号
平成 14 年 3 月 29 日規則第 27 号
平成 18 年 3 月 31 日規則第 35 号
平成 23 年 3 月 31 日規則第 27 号

(趣旨)

第 1 条　この規則は、八王子市児童館条例(昭和 46 年八王子市条例第 38 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(分館の事業)

第 2 条　条例第 3 条第 2 項に規定する分館が行う事業は、同条第 1 項第 1 号に該当する事業及び同項第 2 号又は第 3 号に該当する事業のうち市長が指定する事業とする。

(開館時間)

第 3 条　条例第 4 条に規定する児童館の開館時間は、次のとおりとする。

(1)　児童館(分館を除く。)　午前 10 時 15 分から午後 7 時まで

(2)　分館　午後 1 時から午後 6 時まで。ただし、土曜日、夏季休業日、冬季休業日及び春季休業日の開館時間は、午前 10 時 15 分から午後 6 時までとする。

2　前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めたときは、児童館の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 4 条　条例第 4 条に規定する児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これらの日を休館日としないことができる。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日

(3)　1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで

2　前項本文の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(登録の手続)

第 5 条　条例第 6 条の規定により利用者の登録をしようとする児童の保護者は、八王子市立児童館利用者登録届(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第 6 条　この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 48 年 4 月 27 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 48 年 6 月 1 日規則第 26 号)

この規則は、昭和 48 年 6 月 1 日から施行する。

附　則(昭和 51 年 3 月 31 日規則第 25 号)

この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(昭和 58 年 12 月 28 日規則第 46 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和 60 年 9 月 30 日規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成 5 年 3 月 31 日規則第 19 号)

1　この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則施行の際、この規則による改正前の八王子市児童館条例施行規則様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成 10 年 3 月 31 日規則第 22 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 14 年 3 月 29 日規則第 27 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 35 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 23 年 3 月 31 日規則第 27 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

様式(第５条関係)

様式（第５条関係）

八王子市立　　児童館利用者登録届

利用者	ふりがな		学校名	
	氏　名			
	生年月日	年　月　日満　歳	学　年	
	住　所		連絡用電話番号	

上記のとおり児童館を利用したいので届けます。

年　月　日

八王子市長　殿

保護者氏名　　利用者との続柄（父・母・その他）

資料 10

令和５年度　分科会開催日程

開催日	予定会議	会議室	時間（予定）	主な議題
６月 23 日（金）	第２回　分科会	801・802	10：00～12：00	点検評価報告書 （基本方針 2・3・5）
６月 30 日（金）	第３回　分科会	801・802	13：30～15：30	計画策定に係るニーズ調査について
７月 28 日（金）	第４回　分科会	801・802	13：30～15：30	・点検・評価報告書案の確認 ・ニーズ調査の調査票の確認 ほか
11 月 10 日（金）	第５回　分科会	801・802	13：30～15：30	次期計画の基本的な考え方についての検討
令和６年 １月 26 日（金）	第６回　分科会	801・802	13：30～15：30	次期計画の基本的な考え方について（案）
3 月中で調整中	第７回　分科会			次期計画における重点施策について

この他に認可部会の開催があります。